

社会福祉法人等による利用者負担の軽減について

1. 制度の概要および軽減条件

(1)趣旨

介護保険サービスの提供を行なう社会福祉法人等の社会的役割に鑑み、法人自身の負担を伴って、低所得者で生計が困難である人に対する利用者負担の援助を行なうものです。

(2)対象者

住民税世帯非課税で、下記の要件のすべてに該当する人

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である人
※収入には、年金・給与・恩給・事業収入・仕送り等あらゆる収入を含みます。
- ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である人
- ③居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない人
- ④負担能力のある親族等に扶養されていない人
- ⑤介護保険料を滞納していない人

※旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の方については対象外となります。
(旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象となります。)

(3)対象となるサービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、および第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業に対する利用者負担

- ※ 日常生活に要する費用については、食費および居住費(滞在費)に限り対象となります。
- ※ 生活保護受給者については、指定介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る個室の居住費、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護に係る個室の滞在費が減額の対象となります。

(4) 減額割合

利用者負担(通常1割)の100分の25(対象サービス利用者負担)
100分の25(食費・居住費等)

老齢福祉年金受給者は、100分の50(対象サービス利用者負担)
100分の50(食費・居住費等)
生活保護受給者は、 全額免除(個室の居住費等)

(5) 申請手続き

草津市介護保険課の窓口に申請書および関係書類(収入申告書、資産等申告書、同意書)を提出してください。

※申請時には下記の書類をご持参ください。

- ・収入額のわかる書類…年金額振込通知、給与明細、確定申告書の控えの写し
- ・預貯金のわかる書類…通帳等(過去1年分)の写し

2. 市内で申出のあった社会福祉法人等

社会福祉法人 聖優会	社会福祉法人 誠光福祉会
社会福祉法人 あさひ保育園	社会福祉法人 よつば会
社会福祉法人 寿会	社会福祉法人 しあわせ会
社会福祉法人 みのり	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部滋賀県済生会

3. 減額の手続きについて

減額を受けようとする人は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書を草津市介護保険課に提出

↓

軽減対象者かどうか審査し、対象とされた人には、決定通知書と社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付

↓

軽減対象者は、当該サービスを提供する社会福祉法人等に確認証を提示

↓

軽減対象者は、対象サービスの提供を行なう軽減法人等に対し、確認証に記載されたところにより利用者負担額を支払うものとする。

お問い合わせ先	
担当課	草津市 介護保険課 介護保険係
電話番号	077-561-2369(直通)